

（素案）

岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針

令和元年●月

岸和田市・岸和田市教育委員会

目 次

1、 策定の趣旨	1
2、 本方針の位置付け	1
3、 本市の就学前児童を取り巻く現状	2
4、 市立幼稚園及び保育所の課題	8
5、 全国及び大阪府内の就学前施設の状況	12
6、 今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方	14
7、 今後の進め方	16

1、 策定の趣旨

核家族化や就労形態などライフスタイルの変化に伴い、子育てに対する保護者の考え方も多様化・複雑化しています。このような背景のもと、国においては子どもや子育てをめぐる様々な状況・課題を解決することを目的に、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されています。

本市においても、幼稚園の就園率の低下、保育所の待機児童の発生、施設の老朽化等様々な課題が生じており、「岸和田市行財政再建プラン【2019 年 3 月版】」において、幼児教育と保育のあり方について、一体的に検討するとの方向性が示されました。

このような中、本市の方向性について幼児教育保育学、財政学の専門家、市民委員といった様々な視点から検討していただくために、本年 8 月に「岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会（以下「あり方委員会」という。）」を設置し、「今後の就学前児童に対する幼児教育・保育のあり方」について、諮問を行い、同年 10 月に答申をいただきました。

「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針（以下「本方針」という。）」は、あり方委員会からの答申を踏まえつつ、今後の児童数の動向も見据え、市立幼稚園及び保育所を再編し、もって本市の未来を担っていく子どもたちに、良質な教育・保育環境を提供することを目的に策定するものです。

2、 本方針の位置付け

本方針は、「第 2 期岸和田市教育大綱」の基本方針 1 の①「幼児教育の質の向上及び幼児教育・保育のあり方の検討」をより具体化した実施方針であるとともに、「第 2 期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」における待機児童解消策との整合性を図っていきます。

3、本市の就学前児童を取り巻く現状

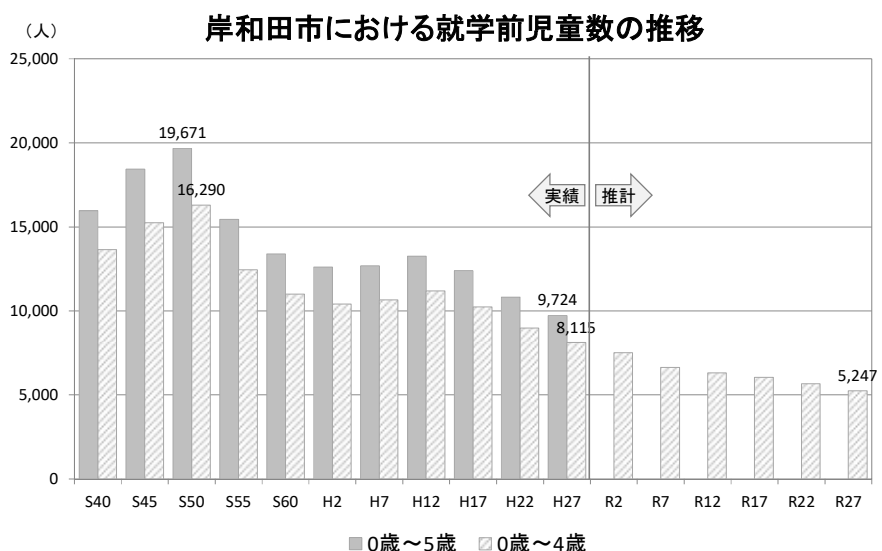
本方針を策定するにあたり、庁内関係課で作成した「岸和田市立幼稚園・保育所あり方検討庁内会議報告書」から市立幼稚園及び保育所の現状を整理します。

(1) 就学前児童数の状況(グラフ 1)

就学前児童にあたる本市の 0 歳から 5 歳の人口は、昭和 50 年に 19,671 人となり、ピークを迎えています。その後は増減が見られるものの、全体的には減少傾向にあり、直近の平成 27 年には、ピーク時と比較して、半分以下の 9,724 人となっています。

今後も減少傾向が予想されており、国立社会保障・人口問題研究所による推計(0 歳から 4 歳の人口)によると、昭和 50 年と比べ、令和 27 年には 3 分の 1 以下の 5,247 人になると見込まれています。

(グラフ 1)



資料: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 女性の労働力人口・労働力率と共働き世帯の状況(グラフ 2、グラフ 3)

国においては、女性の就労を促進する方向性を打ち出しており、今後少子化がなお一層進行するにも関わらず、保育を必要とする子どもの数は増加することが予測されます。

本市においても女性の社会進出は顕著であり、特に子育て世代の多くが含まれる 25 歳から 39 歳の女性の*労働力率は、右肩上がりに伸びています。平成 27 年の直近値は、昭和 55 年と比べ、1.6 倍に増加しています。

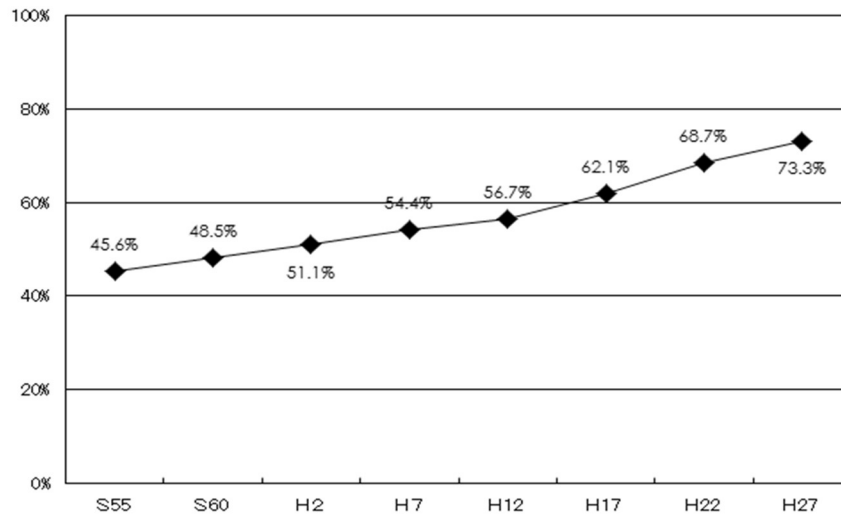
また、子どもがいる共働きの世帯の割合も増加しています。特に 0 歳から 5 歳の子どもがいる世帯に限定すると、その伸びは顕著であり、一旦減少が見られたものの、平成 27 年の直近値では、昭和 60 年時と比べ 15%以上増加し、50%に近づくものとなっています。

※労働力率

15歳以上の人口に占める「労働力人口」(15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの)の割合のこと。

(グラフ2)

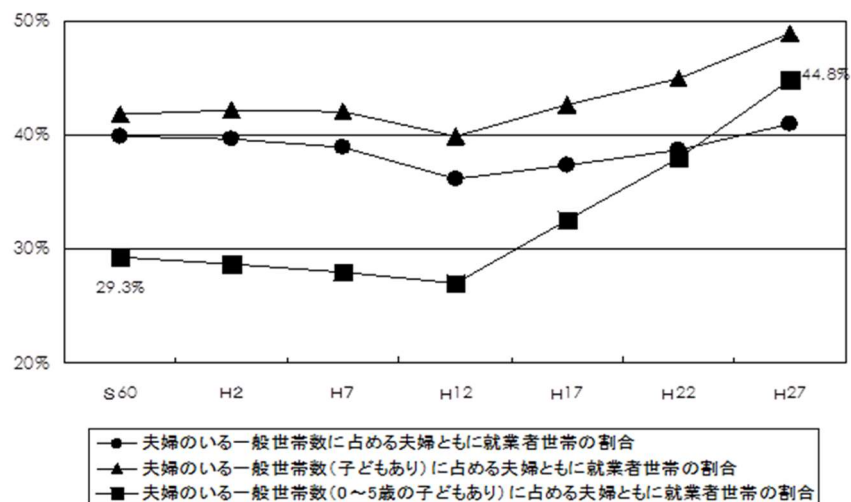
岸和田市における労働力率の推移(25歳から39歳の女性)



資料:国勢調査

(グラフ3)

岸和田市における共働き世帯の割合の推移



資料:国勢調査

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園の入所児童数・施設の状況

① 幼稚園・認定こども園(1号認定)(表1)

令和元年5月時点での幼稚園・認定こども園(1号認定)は、市内に市立・民間合わせて41の就学前施設があります。市外の施設を含めて全体で2,070名の児童が在籍しています。

施設別の内訳は、以下のとおりです。

(表1)

幼稚園・認定こども園(1号認定)の施設数及び児童数

施設の種類	施設数 (箇所)	児童数(人)			
		3歳児	4歳児	5歳児	合計
市立幼稚園	23	237	376	415	1,028
私立幼稚園	2	155	154	146	455
民間認定こども園 (1号認定)	16	86	92	110	288
市外の教育施設	—	100	98	101	299
合計	41	578	720	772	2,070

(令和元年5月1日現在)

② 保育所・認定こども園(2号・3号認定)(表2)

令和元年5月時点での保育所・認定こども園(2号・3号認定)は、市内に市立・民間合わせて38の就学前施設があります。市外の施設を含めて全体で4,230名の児童が在籍しています。

施設別の内訳は、以下のとおりです。

(表2)

保育所・認定こども園(2号・3号認定)の施設数及び児童数

施設の種類	施設数 (箇所)	児童数(人)						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市立保育所	11	84	169	202	230	249	257	1,191
民間保育園	6	69	158	177	185	180	171	940
民間認定こども園 (2号・3号認定)	17	122	328	374	384	358	384	1,950
民間小規模保育事業所	4	11	16	16	—	—	—	43
市外の保育施設	—	5	21	17	24	18	21	106
合計	38	291	692	786	823	805	833	4,230

(令和元年5月1日現在)

(4) 支援を必要とする児童(障害児保育)の状況(表3)

本市ではこれまで、支援を必要とする児童の保育(障害児保育)の実施にあたり、様々な施策を実施してきました。

現在、市立保育所及び※民営化園では、支援を必要とする児童を受け入れるための保育士を配置しています。また、市立幼稚園では、クラス担任とは別に支援を必要とする園児数等に応じて介助員を配置しています。

支援を必要とする児童・園児数は、年々増加傾向にあり、各施設においてもその割合が増えてきています。

※民営化

「岸和田市立保育所民営化ガイドライン(平成18年1～2月)」に基づき、平成21年4月以降、市立保育所を1園ずつ(計5園)順次民営化しました。

(表3)

発達相談件数及び支援が必要な入所(在園)児童数の推移

(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30
住民基本台帳人口(0歳～5歳)	10,497	10,207	10,020	9,707	9,494
発達相談の実施状況					
発達相談件数	1,520	1,396	1,255	1,188	1,261人
0歳～5歳人口に占める割合	14.5%	13.7%	12.5%	12.2%	13.3%
支援が必要な児童(市立保育所及び民営化園)					
入所児童数(3～5歳児)(A)	1,134	1,133	1,134	1,135	1,154
うち支援児童数(3～5歳児)(B)	120	126	151	153	167
支援児童数の割合(B/A)	10.6%	11.1%	13.3%	13.5%	14.5%
支援が必要な児童(市立幼稚園)					
在園児数(3～5歳児)(C)	1,056	963	1,066	1,085	1,035
うち支援児童数(3～5歳児)(D)	77	82	109	125	138
支援児童数の割合(D/C)	7.3%	8.5%	10.2%	11.5%	13.3%

各年度4月1日現在

※発達相談件数は市内における乳幼児健診時の相談件数、療育施設や教育・保育施設を対象とする巡回相談件数などの総数。

※支援が必要な児童(市立保育所及び民営化園)は、発達検査や保育観察により支援が必要と認めた児童。

※支援が必要な児童(市立幼稚園)は、あゆみファイルを所持する児童のほか、健康推進課の情報や保護者との面談により支援が必要と認めた児童。

(5) 幼稚園・保育所の運営費等の状況

就学前施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の運営経費は、保育料(保護者負担)に加え、公費(国や地方公共団体の財政負担)により賄われています。

幼児教育・保育施設の運営にかかる市の財政負担を公民の施設別に比較すると、民間園に対する市の財政負担が市立施設の2割から3割程度に抑えられています。これは、民間園に対する国や府の費用負担割合が高いためです。市の財政負担を児童一人あたりで比較すると、市立幼稚園が約56万円に対し、民間幼児教育施設(私立幼稚園等)では約10万円から16万円、市立保育所が約112万円に対し、民間保育施設(民間保育所等)では約32万円となっています。

① 幼稚園・認定こども園(1号)(図1、図2)

(図1)

幼児教育施設にかかる運営費の財源構成

ア) 市立幼稚園 運営費の財源構成

市で定める保育料	公費負担額
	市100%
市の財政負担	

イ) 私立幼稚園(旧制度適用施設) 運営費の財源構成

幼稚園就園奨励費		保育料	私学助成 (国・府で負担)
国1/3	市2/3		
市の財政負担			

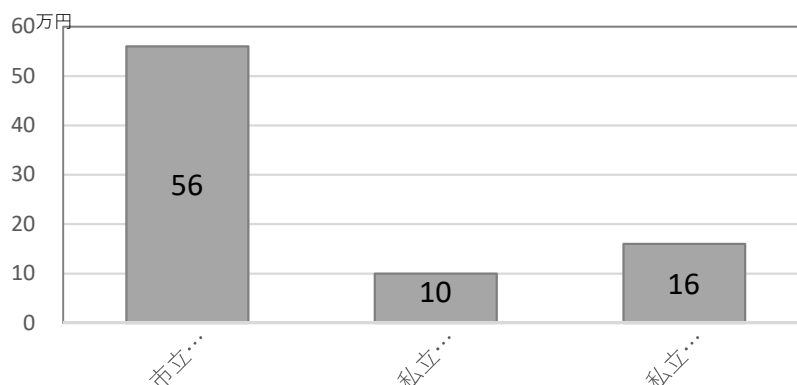
ウ) 私立幼稚園(新制度適用施設)、民間認定こども園(1号) 運営費の財源構成

保育料	公費負担額				
	全国統一費用部分			地方単独費用部分	
	国1/2	府1/4	市1/4	市1/2	府1/2
			市の財政負担		

※私立幼稚園(旧制度適用施設):子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申し出を行った私立幼稚園。

(図2)

児童一人あたりの幼児教育(年間)に係る市の財政負担(平成29年度決算)



②保育所・認定こども園(2号・3号)(図3、図4)

(図3)

保育施設にかかる運営費の財源構成

ア) 市立保育所 運営費の財源構成

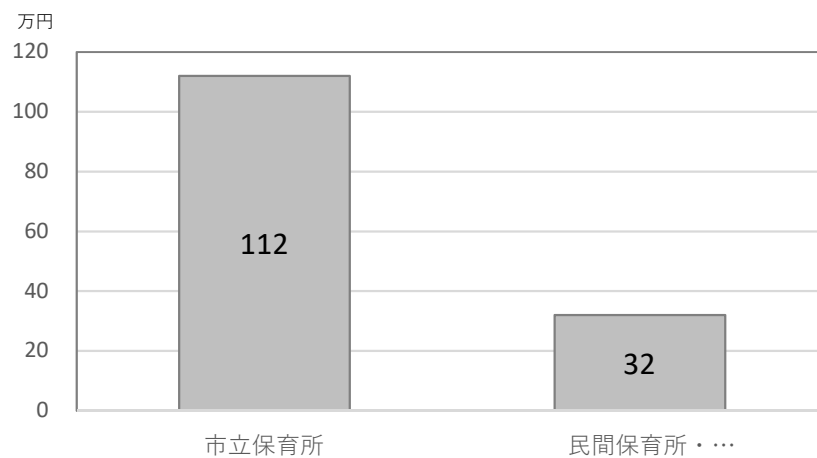
国基準の保育料額		公費負担額
実際の保育料額	保育料軽減額	市100%
		市の財政負担

イ) 民間保育所、民間認定こども園(2号、3号) 運営費の財源構成

国基準の保育料額		公費負担額		
実際の保育料額	保育料軽減額	市 1/4	府 1/4	国 1/2
		市の財政負担		

(図4)

児童一人あたりの保育(年間)に係る市の財政負担(平成29年度決算)



4、 市立幼稚園及び保育所の課題

(1) 市立幼稚園の就園率(表 4、表 5)

市立幼稚園の多くが小学校に併設しており、通園区(住居地の小学校区にある幼稚園に入園)を採用しています。

市立幼稚園では 10 施設で 3 歳児保育を行っています。1 学級あたりの定員は 3 歳児が 25 人、4～5 歳児については合わせて原則 35 人としています。

市立幼稚園の充足率(定員に対する園児数の割合)を全体で見ると、3 歳児は概ね定員を満たしていますが、4～5 歳児は定員の 60.2%と大幅な定員割れが生じています。

更に個々の施設で 4～5 歳児の園児数を見ると、30 人以下の施設が 9 施設あり、そのうち 2 施設が 10 人以下となっています。

集団での教育効果を得る上で望ましい園児数となるよう、施設規模を検討する必要があります。

(表 4)

市立幼稚園の就園状況

幼稚園名	定員 (人)		在園児数 (人)		充足率 (%)	
	3歳児	4～5歳児	3歳児	4～5歳児	3歳児	4～5歳児
岸城幼稚園	25	95	25	58	100.0%	61.1%
浜幼稚園	—	35	—	13	—	37.1%
朝陽幼稚園	25	65	25	48	100.0%	73.8%
東光幼稚園	—	60	—	27	—	45.0%
大宮幼稚園	25	70	25	45	100.0%	64.3%
旭幼稚園	25	65	25	40	100.0%	61.5%
太田幼稚園	—	60	—	37	—	61.7%
天神山幼稚園	—	35	—	19	—	54.3%
修斉幼稚園	—	35	—	12	—	34.3%
東葛城幼稚園	—	25	—	5	—	20.0%
光明幼稚園	—	90	—	49	—	54.4%
常盤幼稚園	25	95	25	70	100.0%	73.7%
春木幼稚園	—	45	—	32	—	71.1%
大芝幼稚園	25	65	22	46	88.0%	70.8%
城北幼稚園	25	50	20	33	80.0%	66.0%
新条幼稚園	—	60	—	46	—	76.7%
八木北幼稚園	—	60	—	39	—	65.0%
八木幼稚園	25	65	25	29	100.0%	44.6%
八木南幼稚園	25	65	20	46	80.0%	70.8%
山直北幼稚園	25	80	25	63	100.0%	78.8%
城東幼稚園	—	35	—	13	—	37.1%
山直南幼稚園	—	35	—	11	—	31.4%
山滝幼稚園	—	25	—	10	—	40.0%
合計	250	1,315	237	791	94.8%	60.2%

(令和元年5月1日現在)

(表 5)

市立幼稚園における園児数(4～5 歳児)の規模別施設一覧

園児数(4・5歳児)	園数	幼稚園名(園児数)
1～10人	2園	東葛城(5)、山滝(10)
11～20人	5園	浜(13)、天神山(19)、修斉(12)、城東(13)、山直南(11)
21～30人	2園	東光(27)、八木(29)
31～40人	5園	旭(40)、太田(37)、春木(32)、城北(33)、八木北(39)
41～50人	6園	朝陽(48)、大芝(46)、大宮(45)、新条(46)、八木南(46)、光明(49)
51～60人	1園	岸城(58)
61～70人	2園	常盤(70)、山直北(63)

(令和元年5月1日現在)

(2) 保育施設における待機児童(表 6)

待機児童数について、0 歳児、1～2 歳児、3～5 歳児の 3 区分に分けて過去 10 年間の推移を見ました。各年度で数値に増減はありますが、※円滑化等の取組みを実施しても、待機児童が解消されていません。特に、1～2 歳児の待機児童数が高い値で推移しています。

保育施設全体で見た場合、10 年間で 0 歳から 5 歳の人口は 11,631 人から 9,494 人へと約 18.4%減少していますが、保育施設の入所申込者数は 4,088 人から 4,447 人へと約 8.8%増加しており、保育施設の定員が入所申込者の増加に追いついていないことがわかります。

※円滑化

待機児童解消のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいいます。

(表 6)

保育施設への入所状況の推移

(単位：人)

項目/年		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
住民基本 台帳人口 (0～5歳)	0歳	1,878	1,792	1,744	1,707	1,708	1,680	1,600	1,553	1,453	1,505
	1～2歳	3,780	3,757	3,690	3,561	3,510	3,462	3,407	3,311	3,184	3,025
	3～5歳	5,973	5,719	5,561	5,591	5,489	5,355	5,200	5,156	5,070	4,964
	合計	11,631	11,268	10,995	10,859	10,707	10,497	10,207	10,020	9,707	9,494
申込者数	0歳児	247	236	273	262	295	272	304	307	328	315
	1～2歳児	1,327	1,369	1,403	1,407	1,474	1,484	1,619	1,596	1,603	1,626
	3～5歳児	2,514	2,475	2,484	2,513	2,504	2,513	2,542	2,519	2,499	2,506
	合計	4,088	4,080	4,160	4,182	4,273	4,269	4,465	4,422	4,430	4,447
申込率	0歳児	13.2%	13.2%	15.7%	15.3%	17.3%	16.2%	19.0%	19.8%	22.6%	20.9%
	1～2歳児	35.1%	36.4%	38.0%	39.5%	42.0%	42.9%	47.5%	48.2%	50.3%	53.8%
	3～5歳児	42.1%	43.3%	44.7%	44.9%	45.6%	46.9%	48.9%	48.9%	49.3%	50.5%
	合計	35.1%	36.2%	37.8%	38.5%	39.9%	40.7%	43.7%	44.1%	45.6%	46.8%
入所児童数	0歳児	227	221	259	247	272	258	266	268	296	285
	1～2歳児	1,247	1,281	1,310	1,297	1,329	1,375	1,378	1,408	1,433	1,433
	3～5歳児	2,464	2,440	2,426	2,454	2,447	2,466	2,443	2,455	2,440	2,471
	合計	3,938	3,942	3,995	3,998	4,048	4,099	4,087	4,131	4,169	4,189
待機児童数	0歳児	1	2	0	0	1	2	5	2	5	8
	1～2歳児	11	14	8	17	20	11	27	26	16	29
	3～5歳児	3	1	3	4	7	4	10	3	2	1
	合計	15	17	11	21	28	17	42	31	23	38

各年4月1日時点

(3) 市立幼稚園及び保育所の施設老朽化(表 7)

市立幼稚園及び保育所の建築後の経過年数を見ると、多くの施設が建築後 40 年を経過しており、施設の老朽化が進行しています。平成 28 年 3 月に策定された「岸和田市公共施設最適化計画(以下「最適化計画」という。)」に定める目標耐用年数 65 年に到達するため、今後 10 年から 20 年以内に、施設の建替えや大規模な改修を検討する必要があります。

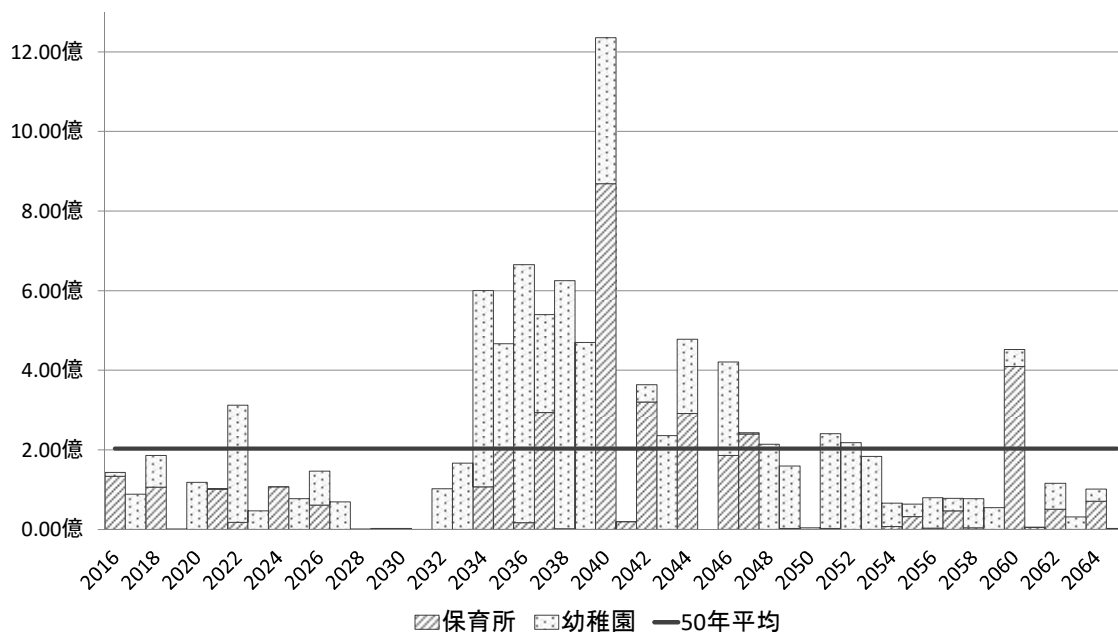
(表 7)

市立幼稚園及び保育所の築年数一覧

	築60年以上		築50年～築59年		築40年～築49年		築30年～築39年		築30年未満	
	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年
幼稚園	浜幼稚園	昭和32年	山滝幼稚園	昭和35年	大芝幼稚園	昭和45年	天神山幼稚園	昭和56年		
			大宮幼稚園	昭和39年	山直南幼稚園	昭和45年	太田幼稚園	昭和58年		
			新条幼稚園	昭和41年	東光幼稚園	昭和46年	山直北幼稚園	昭和61年		
			旭幼稚園	昭和43年	八木南幼稚園	昭和46年	春木幼稚園	昭和62年		
			八木幼稚園	昭和43年	城東幼稚園	昭和46年	修斉幼稚園	昭和63年		
			東葛城幼稚園	昭和44年	城北幼稚園	昭和47年				
					岸城幼稚園	昭和48年				
					朝陽幼稚園	昭和48年				
					常盤幼稚園	昭和48年				
					八木北幼稚園	昭和53年				
					光明幼稚園	昭和54年				
計	1		6		11		5		0	
保育所	浜保育所	昭和34年			春木保育所	昭和45年	大宮保育所	昭和56年	千喜里保育所	平成7年
					城北保育所	昭和47年			桜台保育所	平成19年
					城内保育所	昭和49年				
					八木北保育所	昭和49年				
					修斉保育所	昭和50年				
					山直北保育所	昭和52年				
					旭保育所	昭和54年				
計	1		0		7		1		2	
合計	2		6		18		6		2	

(平成31年4月1日現在)

(参考) 幼稚園と保育所における今後 50 年間の施設更新費等の推計



(出典:岸和田市公共施設最適化計画)

5、 全国及び大阪府内の就学前施設の状況

(1) 国の動向について(グラフ 4)

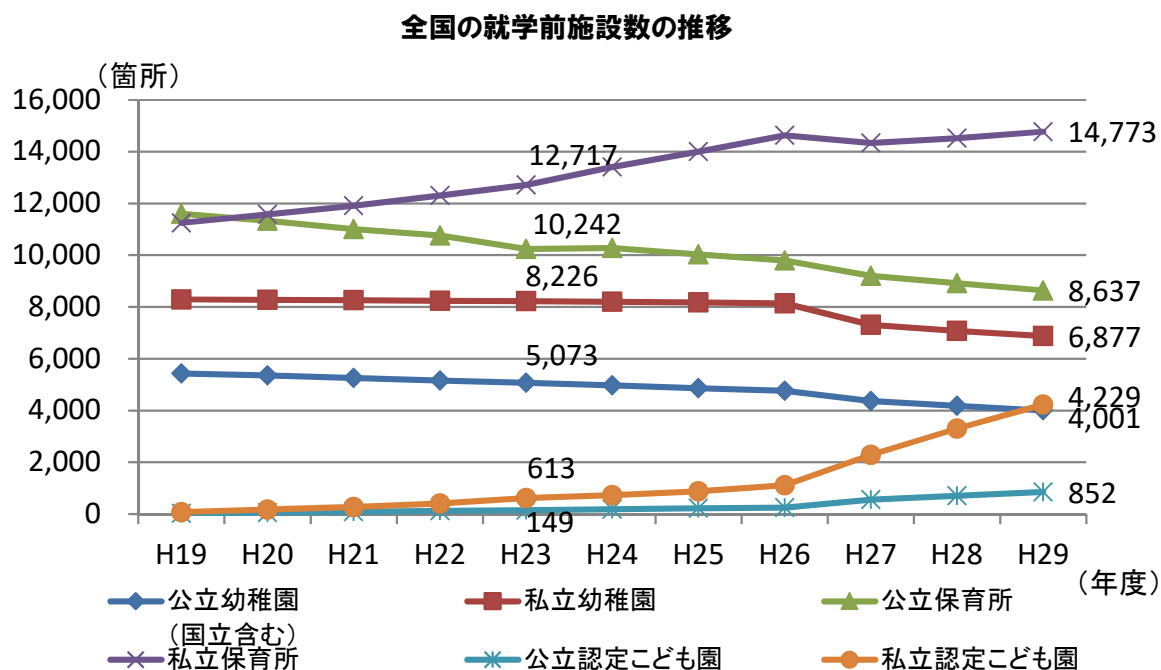
長らくの間、就学前児童の教育・保育については、幼稚園は満 3 歳からの幼児教育を実施する施設として、また、保育所は保護者の就労等で保育が必要な 0 歳児からの乳幼児を保育する施設として、それぞれの役割を担ってきました。

その後、核家族化や、就労形態等ライフスタイルの変化から保護者のニーズが多様化し、従来の枠組みだけでは対応できない状況が出てきたため、平成 18 年に教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢となる幼保一体化施設として、認定こども園制度が導入されました。平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が公布され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が全国で始まっています。

認定こども園とは、幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かしながら、その両方の役割を果たすことが出来る施設であり、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する就学前施設です。認定こども園の特徴は、保護者が働いている、いないに関わらず利用出来る点、また仮に保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた施設を継続して利用出来る点です。さらに、子育て相談や親子の集いの場等といった地域の子育て支援を担う機能も持っています。

認定こども園の数を全国の施設で見た場合、平成 23 年度に公立 149 箇所、民間 613 箇所合わせて 762 箇所であったものが、平成 29 年度には公立 852 箇所、民間 4,229 箇所合わせて 5,081 箇所と大きく増加しています。一方で、公立及び私立の幼稚園、公立保育所の数は減少しています。

(グラフ 4)



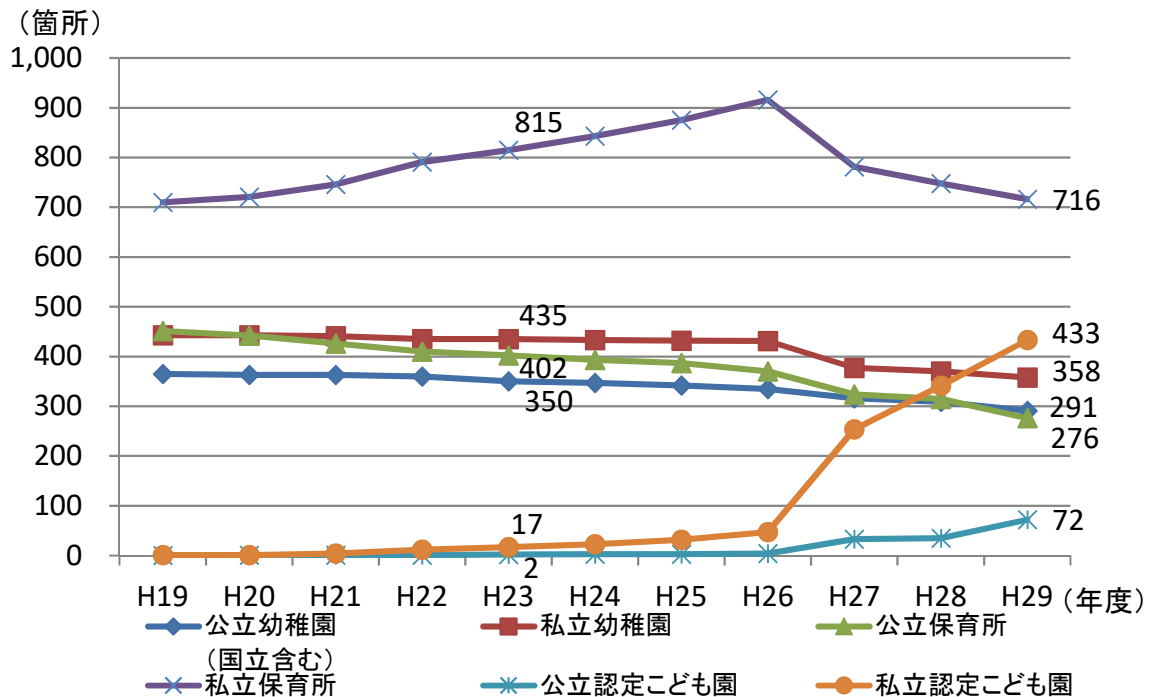
資料: 学校基本調査、福祉行政報告例、内閣府ホームページ

(2) 大阪府の動向について(グラフ 5)

認定こども園の数を大阪府内の施設で見た場合、平成 23 年度に公立 2 箇所、民間 17 箇所
で合わせて 19 箇所であったものが、平成 29 年度には公立 72 箇所、民間 433 箇所合わせて
505 箇所と高い伸び率で増加しています。公立及び私立の幼稚園、公立保育所の数が減少した
ことに加え、私立保育所が大きく減少しており、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行が
急速に進んでいることが窺えます。

(グラフ 5)

大阪府の就学前施設数の推移



資料: 学校基本調査、福祉行政報告例、内閣府ホームページ

(参考) 就学前施設(幼稚園・保育所・認定こども園)の主な違い

	幼稚園	保育所	(幼保連携型)認定こども園
法的性格	学校(学校教育法に位置付け)	児童福祉施設(児童福祉法に位置付け)	学校かつ児童福祉施設(認定こども園法に位置付け)
職員資格	幼稚園教諭	保育士	保育教諭(幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有)
利用児童	1号認定	2号・3号認定	1号・2号・3号認定
指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
給食	提供義務なし	提供が前提	1号: 幼稚園と同じ 2号・3号: 保育所と同じ
開園日	1日につき4時間を標準	1日につき、原則8時間保育、11時間	1号: 幼稚園と同じ 2号・3号: 保育所と同じ
閉園日	土日祝・年末年始、夏・冬・春に長期休日あり	日・祝・年末年始	1号: 幼稚園と同じ 2号・3号: 保育所と同じ

6、 今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方

就学前児童に対する教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、非常に重要です。

本市においても国、大阪府内の動向を踏まえながら、これからの就学前施設のあり方として“子ども・保護者にとって、より良い教育・保育環境の充実を図ること”を第一の目的に、0 歳児から 5 歳児を就学前児童として一体的に捉え、市立幼稚園及び保育所のあり方についても、同様の観点から再編を行っていきます。

なお再編にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編

これまでの枠組みに捉われず、市立幼稚園及び保育所を就学前施設として一体的に捉え、市立幼稚園及び保育所を集約し、順次認定こども園へ再編します。

認定こども園へ再編することにより、幼稚園と保育所が一体化し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育環境の充実、また本市が長年抱えている幼稚園における小規模化の解消、保育所における待機児童の解消を図ります。

(2) 民間事業者の積極的な導入

民間園に目を向けると、既に多くの法人が教育・保育の提供主体となっています。民間園では各園の保育理念に基づいた様々な活動を実施するなど、特色ある教育・保育が行われています。

また施設の老朽化に伴う建替えや大規模改修に関しても、市立施設は費用の多くを市の財政負担で賄わなければなりませんが、民間事業者が整備する場合、国や府の費用負担の割合が高いため、市の財政負担(一般財源の投入)を大幅に抑えることが可能です。本市の財政状況、今後の自治体経営を考えた場合、現状の公共施設をそのまま維持し、運営していくことは非常に困難です。最適化計画においても、今後真に必要な施設を維持していくために、施設の適正量への一定の削減が必要と示されています。本方針においても、市立幼稚園及び保育所の再編にあたって、この点を踏まえ、検討する必要があります。

こういった状況を踏まえた上で、市立幼稚園及び保育所の認定こども園への再編にあたっては、民間事業者の積極的な参入を進めます。

これにより、民間事業者ならではの自由な発想や特色の発揮が期待でき、市全体の就学前児童の教育・保育環境の充実と併せて、将来世代への負担の軽減を図ります。

(3) “地域(3次生活圏)”を単位に再編

本市ではこれまで、成長の過程や風土・環境等から、市域を6つの“地域”(都市中核・葛城の谷・岸和田北部・岸和田中部・久米田・牛滝の谷)に区分し、それぞれの“地域(3次生活圏)”を一つのまちとして、商業・教育・文化等の環境が整い、日常生活が営める最も大きなコミュニティ単位として捉え、まちづくりを進めてきました。

こういったことから、市立幼稚園及び保育所の再編にあたっては、“地域(3次生活圏)”を基本的な単位として再編を行います。

なお再編にあたっては、集約対象となる施設数やその規模、新設される認定こども園の定員・対

象児童等については、地域特性、既存の就学前施設(市立・民間を問わず)を考慮して、柔軟に行います。併せて定員を大幅に下回っている施設については、施設の統合等についても検討を進めます。

“地域(3次生活圏)”を単位とすることにより、これまで本市が行ってきたまちづくり、コミュニティ意識を活かしながら、それぞれの地域特性を踏まえた上で、教育・保育環境の充実を図ります。

(4) 民間園との連携・協力体制を強化

本市においては既に多くの民間園が教育・保育の提供主体となっています。今後、再編を進めるにあたって、民間事業者の積極的な参入を進める観点から、民間園に対する新たな補助金制度(障害児の受入れ等)の創設や市と民間園による共同研修会の開催等、市と民間園との連携・協力体制を強化し、本市の教育・保育環境の充実を図ります。

7、 今後の進め方

本市では、昭和 50 年に就学前児童がピークを迎えて以降、児童数が減少する中、これまで就学前施設については、市立保育所の民営化以外は特段の取り組みを行っておらず、他の自治体に比べ市立幼稚園及び保育所の再編が進んでいない状況です。

今後は、将来的な自治体経営の視点も踏まえ、本方針に基づき、スピード感を持って取り組みます。
なお取り組みにあたっては、以下の点に留意し、市立幼稚園及び保育所の再編を進めます。

(1) 子ども・保護者等への配慮

子ども・保護者にとっては、教育・保育環境が変わることに不安を感じることも考えられます。

こういったことから、子ども・保護者等の不安の解消を図るため、本方針を含む本市の考え方、進め方、スケジュール等について丁寧な説明を行っていきます。

また、市立幼稚園及び保育所の再編に伴う在園児の取扱いについては、柔軟に対応します。

(2) 「(仮称)岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画」の策定・公表

具体的な取り組みを示した「(仮称)岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画(以下「個別計画」という。)」を策定し、集約となる対象施設、集約方法、実施時期等を公表します。

子ども・保護者、民間園等に与える影響を考慮し、原則として実施予定の前々年度までに、その都度公表します。

個別計画の策定にあたっては、以下の点に留意します。

- ① 個別計画では、その計画期間を定め、スピーディー、かつ、着実に実施します。
- ② 民間事業者の自由な発想・提案を最大限に活用します。そのためにも、多くの民間事業者が参入可能となるような方法とします。
- ③ 集約する施設の選定にあたっては、本市の課題、施設の配置バランス等を考慮し、優先順位を付けて選定します。

(3) 方針等の見直し

児童数、保護者の就労率、民間園の設置状況といった大規模な変化があった場合や、本方針に大きく影響を及ぼす施策の変更等があった場合は、必要に応じ本方針(個別計画を含む)を見直します。